地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分	
192112	山梨県	笛吹市	都市 I-1	

(1)民間	委託			
_			[参考]	
	直営(※)	今後の対応方針 【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体 委託率	全国(市区町村分) 委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.7%
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.6%
案内·受付			93.5%	91.2%
電話交換			95.7%	94.2%
公用車運転	0	現状維持(特別機・職員使用車両一直営、スケー&バス等一総時職員対応)を基本とするが、将来での民間委託の可否については検討・研究中。	88.7%	88.1%
し尿収集			100.0%	97.9%
一般ごみ収集			97.3%	96.9%
学校給食(調理)			75.3%	68.3%
学校給食(運搬)			98.6%	91.2%
学校用務員事務	0	シルバー人材センター等への外部委託を検討したが手数料等が実績であり、現状より増額となるため現状維持	34.5%	35.1%
水道メーター検針			100.0%	99.1%
道路維持補修·清掃等			96.1%	96.9%
ホームヘルパー派遣			100.0%	98.8%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.5%
ホームページ作成・運営			98.5%	97.7%
調査·集計			95.5%	96.2%
※平成30年4月1日現在におし	いて、直営で	専任職員を置いている団体		

	公の 施設数	制度導入 旅設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員 常駐旅設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】 類似団体 委託率	全国(市区町村) 委託率
体育館	4	4	100.0%		0		40.8%	39.2%
競技場 野球場、テニスコート等)	19	15	78.9%	【石和多目的広境】石和給食センター建設予定地であるため 【参印器スポーツ広場】契約書に契約期間中には飲食できないと記載されており、境時 点では地路者の問意が得られないため	1	利用目的で直接来場する利用者への対応等、管理上必要なため	40.1%	46.9%
ブール	1	1	100.0%		0		50.3%	49.1%
海水浴場	0	0			0		15.2%	13.2%
宿泊休養施設	0	0			0		87.7%	87.8%
休養施設 公衆浴場、海・山の家等)	3	2	66.7%	利益の無い施設でありシルバーにて管理	0		82.5%	76.3%
キャンプ場等	0	0			0		72.3%	58.7%
企業情報提供施設	2	1	50.0%	直営で運営すべき施設であるため	0		78.4%	74.1%
示場施設、見本市施設	0	0			0		61.1%	63.6%
開放型研究施設等	0	0			0		36.4%	48.5%
大規模公園	0	0			0		51.3%	41.7%
公営住宅	29	0	0.0%	公告住宅においては、公告任宅は47条第1項に定められる管理代行に外の指定管理で は実施が限られる。市単の任宅においても、公告任宅と一体で管理した方が効果的で ある。	0		22.4%	13.8%
駐車場	1	0	0.0%	起車分類は、約の分あるか、返避用の駐車機として1時間は無料となっており、収益は 見込めないたの駐車線に機器を設置したメーカーに機器トラブル対応を主に駐車場全体 の管理を受託している。	0		27.1%	38.0%
規模霊園、斎場等	0	0			0		33.3%	22.0%
図書館	6	0	0.0%	市内の館のネットワークにより総合的にサービスを提供している。指定管理にする場合 は、6第一級での指定管理となり、通切な受け手の有無、可書の取扱い等の課題がある ため、引き継ぎ達入の可能的について報酬する。	6	司書職員による図書館勤務への影響を勘案し、指定管理を見送っている。また、全ての施設が複合施 設であり、総合的な観点から検討する必要がある。	14.3%	18.4%
博物館	3	0	0.0%	競扱の利用者が少なく、文化製の収集、保管、調査等は、市の業務として行うため、指 支管理者制度の導入効果があまり見込めない。	2	入館者が訪れる施設であることから、職員の常駐を行っている。	32.3%	28.0%
公民館、市民会館	13	6	46.2%	老朽化の進んだ、さらに地域性の高い施設が主であるため、管理自体難しいと判断した。	3	女性労働者の職業教育や生涯学習事業としての利用、更に地区公民館としての活用等、利用形態が 複雑化しており、管理運営上必要	19.8%	22.2%
文化会館	0	0			0		51.7%	51.1%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	2	2	100.0%		0		47.3%	48.2%
別養護老人ホーム	0	0			0		85.7%	74.2%
介護支援センター	0	0			0		71.4%	50.5%
冨祉・保健センター	10	3	30.0%	直営で運営すべき施設であるため	2	福祉施設の拠点としての有効的な活用を促進するため	56.3%	53.6%
童クラブ、学童館等	7	5	71.4%	自治体の直常施設として管理運営を行うため。	2	自治体の直常施設として管理運営を行うため。	20.6%	22.7%

